

事業

民間福祉避難所指定に関する協定の締結について

概要：災害時に、指定避難所における避難生活に支障を来し、避難所の生活において特別の配慮を要する者の避難先として、市内の社会福祉施設を民間福祉避難所として指定する。

■内容

本市で事業を実施し、障害者支援施設を運営している 1 法人の 1 施設を民間福祉避難所として指定する。民間福祉避難所の指定に際しては社会福祉法人と「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書」を締結する。

■協定締結法人

社会福祉法人太陽の里福社会

■スケジュール

協定締結式

日時 平成 29 年 2 月 2 日（木）午前 10 時

場所 那須塩原市役所 本庁舎 303 会議室

■その他

民間福祉避難所の設置運営に関する協定については、平成 27 年 9 月 2 日に 6 法人と締結し、18 施設を民間福祉避難所として指定済。